

## 「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議規約

### (名称)

第1条 この会議は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議（以下「県民会議」という。）と称する。

### (目的)

第2条 県民会議は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例（平成15年滋賀県条例第5号）第7条の規定に基づき、県、市町、県民等および事業者が相互の連携の下に地域における安全を守るための活動を展開し、県民等が犯罪に遭うことなく、安全に安心して生き生きと暮らすことができる社会が実現するための取り組みを実践することを目的とする。

### (事業)

第3条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基本的な活動方針を定め、広報、啓発、普及等の事業を実施すること。
- (2) 安全なまちづくりに関する情報を交換し、相互の連絡調整を図ること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業に関すること。

### (構成)

第4条 県民会議は、県、市町、県民、事業者等で構成する。

2 県民会議の構成員は、別表に掲げる団体等の代表者とする。

### (役員)

第5条 県民会議に、会長および副会長を置く。

2 会長は、滋賀県知事とし、県民会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、次の団体等の代表者とし、会長を補佐する。

- (1) 滋賀県議会（関係常任委員会）
- (2) 滋賀県警察本部
- (3) 滋賀県市長会
- (4) 滋賀県町村会
- (5) (公社)滋賀県防犯協会
- (6) 滋賀経済団体連合会

### (総会)

第6条 県民会議の総会は、会長が必要に応じ招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、県民会議の総会に構成員以外の団体、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

3 県民会議の総会は、次の事項を審議する。

- (1) 基本的な活動方針
- (2) 規約の改廃
- (3) その他重要な事項

### (部会)

第7条 会長は、県民会議の事業の円滑な運営を図るため、次の部会を置く。

- (1) 地域防犯活動推進部会
- (2) 学校等の安全部会
- (3) 青少年・女性・高齢者・障害者等の安全部会

(4) 職域防犯部会

(5) 防犯環境・施設部会

2 部会の構成員は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 県民会議の事務局を、滋賀県総合企画部県民活動生活課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成15年6月13日から施行する。

付 則

この規約は、平成16年6月9日から施行する。

付 則

この規約は、平成17年4月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年2月7日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年2月2日から施行する。

付 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成26年9月5日から施行する。

付 則

この規約は、平成27年6月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年4月2日から施行する。

付 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和2年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>県</p>	<p>滋賀県 滋賀県議会 滋賀県教育委員会 滋賀県公安委員会 滋賀県警察本部</p>
<p>市町</p>	<p>各市町 滋賀県市長会 滋賀県町村会 滋賀県市議会議長会 滋賀県町村議会議長会</p>
<p>県民等</p>	<p>(公社) 滋賀県防犯協会 (公財) 滋賀県暴力団追放推進センター 滋賀県少年補導員会連絡協議会 滋賀県子ども安全リーダー連絡協議会 (公社) おうみ犯罪被害者支援センター NPO法人子ども虐待防止ネットワーク・しが 滋賀県警友会 滋賀県地域女性団体連合会 滋賀県青年団体連合会 (一財) 滋賀県老人クラブ連合会 滋賀県労働者福祉協議会 (公財) 滋賀県国際協会 滋賀県青少年育成県民会議 滋賀県公立高等学校PTA連合会 滋賀県PTA連絡協議会 滋賀県高等学校長協会 滋賀県中学校長会 滋賀県私立中学高等学校連合会 滋賀県小学校長会 滋賀県国公立幼稚園・こども園長会 滋賀県私立幼稚園協会 (一社) 滋賀県保育協議会 滋賀県内大学代表 滋賀県内大学学生代表 (一財) 滋賀県退職教職員互助会 (社福) 滋賀県社会福祉協議会 (公財) 滋賀県身体障害者福祉協会 (公社) 滋賀県手をつなぐ育成会 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 滋賀県更生保護女性連盟</p>
<p>事業者</p>	<p>滋賀経済団体連合会 滋賀県商工会議所連合会 滋賀県商工会連合会 滋賀県中小企業団体中央会 滋賀県経済同友会 (一社) 滋賀県経済産業協会 (公社) びわこビジターズビューロー 滋賀県農業協同組合中央会 滋賀県商店街連盟連合会 滋賀県商店街振興組合連合会 (一社) 滋賀県警備業協会 (公社) 滋賀県建築士会 (公社) 滋賀県宅地建物取引業協会 (公社) 全日本不動産協会滋賀県本部 (公社) 滋賀県建設産業団体連合会 (一社) 滋賀県建築士事務所協会 (一社) 滋賀県建設業協会 (一社) 滋賀県建築設計家協会 (一財) 滋賀県建築住宅センター 滋賀県建築設計監理事業協同組合 滋賀県自転車防犯協会 滋賀県自動車盗難等防止対策協議会 滋賀県防犯設備士協会 滋賀県金融機関警察連絡協議会 滋賀県大型小売店防犯・暴力等排除対策協議会 滋賀県コンビニエンスストア防犯対策協議会 「あんしんネットライフ」滋賀県インターネット安全対策協議会 滋賀県コンビニエンスストアセーフティステーションネットワーク 西日本旅客鉄道(株) 京阪電気鉄道(株) 近江鉄道(株) 関西電力(株) 滋賀支社 (一社) 日本自動車連盟滋賀支部 滋賀県学習塾子ども安全対策連絡会</p>

